

研究推進委員会に関する設置運営要領

平成29年5月23日

研究推進委員会

(目的)

第一条 本要領は、「放射線安全規制研究戦略的推進事業費」の研究推進委員会（以下「委員会」という。）の設置運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の事務)

第二条 委員会は、原子力規制庁の行う「放射線安全規制研究戦略的推進事業費」において、以下の事項について検討を行う。

- 一 提案課題の審査、採択課題の選定に関すること。
- 二 採択課題の事業の進捗管理に関すること。
- 三 研究ニーズの把握、重点テーマの企画に関すること。
- 四 その他、放射線安全規制研究戦略的推進事業費の推進に関すること。
(事後及び中間評価に関することは除く)

(委員会の構成員及び任期等)

第三条 委員会は原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員で構成する。

- 2 研究推進委員会の検討に必要な外部有識者は、座長の判断により追加できる。
- 3 外部有識者を構成員に任命する際は、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」のとおり、外部有識者の事業者等との関係に関する情報の公開を行うこととする。
- 4 外部有識者の任期は、1年以内とする。
- 5 外部有識者は、再任できるものとする。

(座長)

第四条 委員会に座長を置き、原子力規制委員会委員がつとめる。

(議決方法等)

第五条 会議の議事は、出席した議決権を持つ構成員の多数決をもって決する。

- 2 緊急やむを得ない事情があり、会議の開催が行えない場合には、座長は、会議に係る書類の回覧をもって、会議に代えることができる。

(構成員の除斥)

第六条 原子力規制委員会委員及び外部有識者は、第二条第一項第一号の事務に関して、以下の場合、採択のための評価に加わることはできない。

- 一 構成員が任命前直近3年間において、役員、従業者等の経歴のある事業者等の部局から提案のある課題に関すること
 - 二 構成員が任命前直近3年間において、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領がある事業者等の部局から提案のある課題に関すること
 - 三 構成員が任命前直近3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対する寄付等の受領のある事業者等の部局から提案のある課題に関すること
 - 四 自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事業者等の部局から提案のある課題に関すること
- 2 原子力規制庁職員は、第二条第一項第一号の事務に関して、採択のための評価に加わることはできない。

(秘密を守る義務)

第七条 構成員は、第二条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(議事の公開)

第八条 委員会は、提案者の研究計画書に基づく審査等、提案者の研究に係るアイデア及びノウハウに係る秘密を守る必要がある場合を除き、原則公開で実施する。

(委員会の庶務)

第九条 委員会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線対策・保障措置課において処理する。

(雑則)

第十条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、制定の日（平成二九年五月二十三日）から施行する。